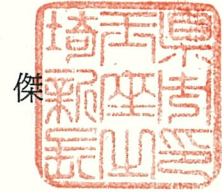


新座市告示第 269 号

新座市民間保育所等特別保育事業費補助金交付要綱（平成13年新座市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 23 日

新座市長 並 木



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後		
別表第1（第2条関係）		
補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
[略]		
0歳児途中入所促進事業補助金	[略]	4月から6月までの各月1日における未充足0歳児数に <u>120,000円</u> を乗じて得た額の合計額（申請を行う年度に新設された保育所にあつては、4月から6月までの各月1日における空き児童数に <u>120,000円</u> を乗じて得た額の合計額とする。）
延長保育事業補助金		1 保育所につき、月額により次に掲げる額の合計額 (1) 保育標準時間の認定の場合 ア 1時間延長保育を実施している場合であつて、当該延長保育の時間における平均対象児童数が6以上であるとき <u>159,080円</u> イ 2時間延長保育を実施している場合であつて、当該延長保育の時間における平均対象児童数が3以上であるとき <u>246,250円</u> ウ [略] (2) 保育短時間の認定の場合（延長保育を実施している場合であつて、当該延長保育の時間における平均対象児童数が1以上であるときに限る。） ア 1時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人当たり<u>1,940円</u>を乗じて得た額 イ 2時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人当たり<u>3,880円</u>を乗じて得た額 ウ 3時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人当たり<u>5,820円</u>を乗じて得た額 (3) 障がい児の保育を行う場合（延長保育を実施している場合であつて、当該延長保育の時間における平均対象児童数が1以上であるときに限る。） 国補助単価の額 (4) [略]
一時預かり事業補助金		1 保育所につき、月額により次に掲げる額の合計額 (1) 一般型一時預かり事業 ア 平均対象児童数が7未満の保育所にあつては<u>316,800円</u>、7以上の保育所にあつては<u>450,160円</u> イ [略] (2) [略]
[略]		
病後児保育事業補助金	[略]	1 保育所につき、月額により次に掲げる額の合計額 (1) <u>389,080円</u>

改

正

前

別表第1（第2条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
[略]		
0歳児途中入所促進事業補助金	[略]	4月から6月までの各月1日における未充足0歳児数に <u>80,000円</u> を乗じて得た額の合計額（申請を行う年度に新設された保育所にあつては、4月から6月までの各月1日における空き児童数に <u>80,000円</u> を乗じて得た額の合計額とする。）
延長保育事業補助金	[略]	1 保育所につき、月額により次に掲げる額の合計額 (1) 保育標準時間の認定の場合 ア 1時間延長保育を実施している場合であつて、当該延長保育の時間における平均対象児童数が6以上であるとき 次に掲げる額の合計額 ア) <u>153,400円</u> イ) 平均対象児童数から6を引いて得た数に<u>5,600円</u>を乗じて得た額 イ 2時間延長保育を実施している場合であつて、当該延長保育の時間における平均対象児童数が3以上であるとき 次に掲げる額の合計額 ア) <u>230,080円</u> イ) 平均対象児童数から3を引いて得た数に<u>5,600円</u>を乗じて得た額の合計額 ウ [略] (2) 保育短時間の認定の場合（延長保育を実施している場合であつて、当該延長保育の時間における平均対象児童数が1以上であるときに限る。） ア 1時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人当たり<u>1,760円</u>を乗じて得た額 イ 2時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人当たり<u>3,530円</u>を乗じて得た額 ウ 3時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人当たり<u>5,300円</u>を乗じて得た額 (3) [略]
一時預かり事業補助金	[略]	1 保育所につき、月額により次に掲げる額の合計額 (1) 一般型一時預かり事業 ア 平均対象児童数が7未満の保育所にあつては<u>316,800円</u>、7以上の保育所にあつては<u>417,660円</u> イ [略] (2) [略]
[略]		
病後児保育事業補助金	[略]	1 保育所につき、月額により次に掲げる額の合計額 (1) <u>362,750円</u> (2) 利用人数が1日当たり2人を超える保育所にあつては、1日につき2人を超える1人当たり

		(2) [略]
		[略]
医療的ケア児 保育支援事業 補助金	医療的ケア児の保育 に要する経費	1 保育所につき、国補助単価の額

備考 [略]

別表第2（第2条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
一時預かり事業補助金	新座市民間保育所等一時預かり事業実施要綱に基づく一時預かり事業の実施に要する経費及び市長が認める市外の幼稚園が行う子ども・子育て支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業の実施に要する経費	1 幼稚園につき、月額国補助単価の額

別表第3（第2条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
		[略]
0歳児途中入所促進事業補助金	[略]	4月から6月までの各月1日における未充足0歳児数に120,000円を乗じて得た額の合計額（申請を行う年度に新設された認定こども園にあっては、4月から6月までの各月1日における空き児童数に120,000円を乗じて得た額の合計額とする。）
延長保育事業補助金		1 認定こども園につき、月額により次に掲げる額の合計額 (1) 保育標準時間の認定の場合 ア 1時間延長保育を実施している場合であって、当該延長保育の時間における平均対象児童数が6以上であるとき <u>159,080円</u> イ 2時間延長保育を実施している場合であって、当該延長保育の時間における平均対象児童数が3以上であるとき <u>246,250円</u> ウ [略] (2) 保育短時間の認定の場合（延長保育を実施している場合であって、当該延長保育の時間における平均対象児童数が1以上であるときに限る。） ア 1時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人当たり <u>1,940円</u>を乗じて得た額 イ 2時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人当たり <u>3,880円</u>を乗じて得た額

		4,370円
		(3) [略]
		[略]
医療的ケア児 保育支援事業 補助金	医療的ケア児の保育 に要する経費	1 保育所につき、国補助単価の額
乳児等通園支 援事業補助金	乳児等通園支援事業 の実施に要する経費	1 保育所につき、国補助単価の額

備考 [略]

別表第2（第2条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
一時預かり事 業補助金	新座市民間保育所等一時預かり事業実施要綱に 基づく一時預かり事業の実施に要する経費及び 市長が認める市外の幼稚園が行う子ども・子育て 支援法第59条第10号に規定する一時預かり 事業の実施に要する経費	1 幼稚園につき、月額国補 助単価の額
乳児等通園支 援事業補助金	乳児等通園支援事業の実施に要する経費	1 幼稚園につき、国補助単 価の額

別表第3（第2条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
		[略]
0歳児途中入 所促進事業補 助金	[略]	4月から6月までの各月1日における未充足0歳児数 に80,000円を乗じて得た額の合計額（申請を行 う年度に新設された認定こども園にあっては、4月か ら6月までの各月1日における空き児童数に 80,000円を乗じて得た額の合計額とする。）
延長保育事業 補助金		1 認定こども園につき、月額により次に掲げる額の合 計額 (1) 保育標準時間の認定の場合 ア 1時間延長保育を実施している場合であって、 当該延長保育の時間における平均対象児童数が6 以上であるとき 次に掲げる額の合計額 (ア) 153,400円 (イ) 平均対象児童数から6を引いて得た数に 5,600円を乗じて得た額 イ 2時間延長保育を実施している場合であって、 当該延長保育の時間における平均対象児童数が3 以上であるとき 次に掲げる額の合計額 (ア) 230,080円 (イ) 平均対象児童数から3を引いて得た数に 5,600円を乗じて得た額の合計額 ウ [略] (2) 保育短時間の認定の場合（延長保育を実施してい る場合であって、当該延長保育の時間における平均 対象児童数が1以上であるときに限る。） ア 1時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり1,760円を乗じて得た額 イ 2時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり3,530円を乗じて得た額

		ウ 3時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり <u>5,820円</u> を乗じて得た額 (3) <u>障がい児の保育を行う場合（延長保育を実施して いる場合であって、当該延長保育の時間における平 均対象児童数が1以上であるときに限る。）</u> 国補 助単価の額 (4) [略]
[略]		
医療的ケア児 保育支援事業 補助金	医療的ケア児の保育 に要する経費	1 認定こども園につき、国補助単価の額

備考 [略]

別表第4（第2条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
延長保育事業 補助金	[略]	1 事業所につき、月額により次に掲げる額の合計額 (1) 保育標準時間の認定の場合 ア 1時間延長保育を実施している場合であって、 当該延長保育の時間における平均対象児童数が6 以上であるとき <u>129,660円</u> イ 2時間延長保育を実施している場合であって、 当該延長保育の時間における平均対象児童数が3 以上であるとき <u>159,660円</u> ウ [略] (2) 保育短時間の認定の場合（延長保育を実施して いる場合であって、当該延長保育の時間における平均 対象児童数が1以上であるときに限る。） ア 1時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり <u>1,280円</u> を乗じて得た額 イ 2時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり <u>2,560円</u> を乗じて得た額 ウ 3時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり <u>3,850円</u> を乗じて得た額 (3) <u>障がい児の保育を行う場合（延長保育を実施して いる場合であって、当該延長保育の時間における平 均対象児童数が1以上であるときに限る。）</u> 国補 助単価の額 (4) [略]
[略]		
医療的ケア児 保育支援事業 補助金	医療的ケア児の保育 に要する経費	1 事業所につき、国補助単価の額

備考 [略]

別表第5（第2条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
病後児保育事	[略]	1 保育施設につき、月額により次に掲げる額の合計額

		ウ 3時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり <u>5,300円</u> を乗じて得た額
		(3) [略]
		[略]
医療的ケア児 保育支援事業 補助金	医療的ケア児の保育 に要する経費	1 認定こども園につき、国補助単価の額
乳児等通園支 援事業補助金	乳児等通園支援事業 の実施に要する経費	1 認定こども園につき、国補助単価の額

備考 [略]

別表第4（第2条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
延長保育事業 補助金	[略]	1 事業所につき、月額により次に掲げる額の合計額 (1) 保育標準時間の認定の場合 ア 1時間延長保育を実施している場合であって、 当該延長保育の時間における平均対象児童数が6 以上であるとき <u>118,500円</u> イ 2時間延長保育を実施している場合であって、 当該延長保育の時間における平均対象児童数が3 以上であるとき <u>146,660円</u> ウ [略] (2) 保育短時間の認定の場合（延長保育を実施してい る場合であって、当該延長保育の時間における平均 対象児童数が1以上であるときに限る。） ア 1時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり <u>1,160円</u> を乗じて得た額 イ 2時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり <u>2,330円</u> を乗じて得た額 ウ 3時間延長保育 短時間認定在籍児童数に1人 当たり <u>3,500円</u> を乗じて得た額 (3) [略]
		[略]
医療的ケア児 保育支援事業 補助金	医療的ケア児の保育 に要する経費	1 事業所につき、国補助単価の額
乳児等通園支 援事業補助金	乳児等通園支援事業 の実施に要する経費	1 事業所につき、国補助単価の額

備考 [略]

別表第5（第2条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助基準額
病後児保育事	[略]	1 保育施設につき、月額により次に掲げる額の合計額

業補助金		(1) <u>389,080円</u> (2) [略]
------	--	------------------------------------

業補助金

(1) 362,750円

(2) 利用人数が1日当たり2人を超える保育施設に
あつては、1日につき2人を超える1人当たり
4,370円

(3) [略]

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の新座市民間保育所等特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。